

中小企業省力化投資補助金交付規程 新旧対照表 (案)

改 定 (案)	現 行	備 考
<p>中小企業省力化投資補助金交付規程</p> <p style="text-align: right;">規程令 6 第 <u>4</u> 号</p> <p style="text-align: right;">改正 規程令 6 第 <u>9</u> 号</p> <p style="text-align: right;"><u>改正 規程令 6 第 1 1 号</u></p> <p>第 3 条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が基金を造成して行う本補助金は、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業等に要する経費の一部を補助することにより、簡易で即効性がある省力化投資を支援し、中小企業等の労働生産性向上や賃上げを促進することを目的とする。</p> <p>第 6 条 交付申請者は、販売事業者と共同で次条に定める方法による補助金交付申請時に中小機構が別途定める書類を、中小機構に提出しなければならない。</p> <p>3 販売事業者は、補助事業者に対する省力化製品の説明、導入及び運用方法の相談等のサポートを行うだけでなく、共同で行う補助金の<u>次条に規定する</u>交付申請等の事務局に提出する各種申請・手続きを行わなければならない。</p> <p>第 8 条 中小機構は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第 1 項の規定に基づく通知、第 1 2 条第 1 項の規定に基づく承認、第 1 4 条の規定に基づく指示、第 1 5 条の規定に基づく要求、第 1 7 条第 1 項の規定に基づく通知、同条第 2 項の規定に基づく返還命令、同条第 3 項の規定に基づく納付命令（第 1 9 条第 3 項及び第 2 1 条第 4 項の規定において準用する場合を含む。）、第 1 9 条第 2 項の規定に基づく返還命令、第 2 1 条第 1 項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第 2 項の規定に基づく返還命令、同条第 3 項の規定に基づく納付命令、第 2 2 条第 4 項の規定に基づく納付命令（第 2 <u>3</u> 条第 4 項の規定において準用する場合を含む。）又は第</p>	<p>中小企業省力化投資補助金交付規程</p> <p style="text-align: right;">規程令 6 第 4 号</p> <p style="text-align: right;">改正 規程令 6 第 9 号</p> <p>第 3 条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が基金を造成して行う本補助金は、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業等（<u>以下「補助事業」という。</u>）に要する経費の一部を補助することにより、簡易で即効性がある省力化投資を支援し、中小企業等の労働生産性向上や賃上げを促進することを目的とする。</p> <p>第 6 条 交付申請者は、販売事業者と共同で次条に定める方法による補助金交付申請時に中小機構が別途定める書類（<u>以下「添付書類」という。</u>）を、中小機構に提出しなければならない。</p> <p>3 販売事業者は、補助事業者に対する省力化製品の説明、導入及び運用方法の相談等のサポートを行うだけでなく、共同で行う補助金の交付申請等の事務局に提出する各種申請・手続きを行わなければならない。</p> <p>第 8 条 中小機構は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第 1 項の規定に基づく通知、第 1 2 条第 1 項の規定に基づく承認、第 1 4 条の規定に基づく指示、第 1 5 条の規定に基づく要求、第 1 7 条第 1 項の規定に基づく通知、同条第 2 項の規定に基づく返還命令、同条第 3 項の規定に基づく納付命令（第 1 9 条第 3 項及び第 2 1 条第 4 項の規定において準用する場合を含む。）、第 1 9 条第 2 項の規定に基づく返還命令、第 2 1 条第 1 項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第 2 項の規定に基づく返還命令、同条第 3 項の規定に基づく納付命令、第 2 2 条第 4 項の規定に基づく納付命令（第 2 <u>4</u> 条第 4 項の規定において準用する場合を含む。）又は第</p>	

2 3条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

3 中小機構は、第6条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

第17条 中小機構は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第12条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者等に通知する。

4 中小機構は、第2項の立入調査を補助事業者等が正当な理由なく拒否した場合、第5条第4項の規定に基づく販売事業者の登録取消及び第21条第1項の規定に基づく交付決定の取消しを行うことができるものとする。

第25条 補助事業者は、補助事業の完了した後3年の間、過去1年間の当該補助事業の事業実施効果等について、中小機構が定める期間内に中小機構に報告しなければならない。

附 則（規程令6第11号）

この規程は、令和6年9月27日から施行する。ただし、令和6年6月24日から同年9月1日までの間に中小企業省力化投資補助金交付規程の一部を改正する規程（規程令6第9号）による改正前の第10条第1項に定める交付決定を受けた補助事業者等の事業実施効果報告については、同規程による改正前の第26条第1項中「5年」とあるのは「3年」と読み替えて適用する。

2 3条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

3 中小機構は、第7条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

第17条 中小機構は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第13条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者等に通知する。

4 中小機構は、第2項の立入調査を補助事業者等が正当な理由なく拒否した場合、第6条第1項の規定に基づく販売事業者の登録取消及び第22条第1項の規定に基づく交付決定の取消しを行うことができるものとする。

第25条 補助事業者は、補助事業の完了した後5年の間、過去1年間の当該補助事業の事業実施効果等について、中小機構が定める期間内に中小機構に報告しなければならない。

中小企業省力化投資補助金交付規程 別紙 新旧対照表(案)

改定(案)					現行					備考
別紙1					別紙1					
補助対象者となる中小企業等 (略)					補助対象者となる中小企業等 (略)					
【補助金等の重複】 以下に該当する事業者や事業を行う者は補助対象外とする。 (1) 過去に本事業の交付決定又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条による交付決定取消を受けた事業者 (略)					【補助金等の重複】 以下に該当する事業者や事業を行う者は補助対象外とする。 (1) 過去に本事業の交付決定又は交付決定取消を受けた事業者 (略)					
別紙2					別紙2					
補助上限額及び補助率 (略)					補助上限額及び補助率 (略)					
従業員数	補助上限額		補助率	補助対象経費	従業員数	補助上限額		補助率	補助対象経費	
	通常	大幅な賃上げを行う場合 ^{*3}				通常	大幅な賃上げを行う場合 ^{*3}			
5人以下	200万円	300万円	1/2以下	<u>機械装置・システムの導入・借用に要する経費(リース料を含む)</u>	5人以下	200万円	300万円	1/2以下	<u>製品本体価格・導入経費</u>	
6~20人	500万円	750万円			6~20人	500万円	750万円			
21人以上	1,000万円	1,500万円			21人以上	1,000万円	1,500万円			

- ※1 補助対象要件として、人手不足の状態にある旨を申告することを課すこととする。
- ※2 補助事業終了後1～3年で従業員一人当たり付加価値額が年率平均3.0%以上増加する見込みの事業計画を策定することを要件とする。
- ※3 補助事業終了時点において(a)事業場内最低賃金を45円以上の水準で引き上げること(b)給与支給総額を6%以上増加させることの双方を、交付申請時に宣言(以下「賃上げ要件」という。)した場合に、「大幅な賃上げを行う場合」の補助上限を適応する。
- ※4 予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく、賃上げ要件の目標を達成できなかったときは、補助金額の減額を行う。

(削除)

別紙4

共同事業実施規約及び宣誓書

(略)

第1条(補助事業の履行義務)

甲及び乙は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。)及びその他の法令の定め並びに中小機構が定める本事業の公募要領及び交付規程を含む各種手引き等(以下「公募要領等」という。)を遵守して、善良な管理者の注意をもって補助事業を履行する義務を負

- ※1 補助対象要件として、人手不足の状態にある旨を申告することを課すこととする。
- ※2 補助事業終了後1～3年で従業員一人当たり付加価値額が年率平均3.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること(以下「労働生産性要件」という。)を要件とする。
- ※3 補助事業終了時点において(a)事業場内最低賃金を45円以上の水準で引き上げること(b)給与支給総額を6%以上増加させることの双方を、交付申請時に宣言(以下「賃上げ要件」という。)した場合に、「大幅な賃上げを行う場合」の補助上限を適応する。
- ※4 予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく、賃上げ要件の目標を達成できなかったときは、補助金額の減額を行う。
- ※5 予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく、労働生産性要件の目標を達成できなかったときは、補助金額の一部の返還を求める場合がある。

別紙4

共同事業実施規約及び宣誓書

(略)

第1条(補助事業の履行義務)

甲及び乙は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)及びその他の法令の定め並びに中小機構が定める本事業の公募要領及び交付規程を含む各種手引き等(以下「公募要領等」という。)を遵守して、善良な管理者の注意をもって補助事業を

う。

第2条(交付申請及び交付決定)

甲及び乙は、補助事業の交付申請に当たって、甲の労働生産性が年率平均3%以上向上する見込みとなる計画を策定し、その計画履行に最大限努めるものとする。労働生産性の計算方法は、公募要領等に定める方法によるものとする。

- 2 甲及び乙は、補助事業の実施に当たって、共同で交付決定を受けて、適正化法に定める補助事業者等としての責務のもとで事業を実施する。
- 3 甲及び乙は、前項に定める補助事業に必要となる売買契約等について、自己の責任において締結するものとする。
- 4 中小機構は、本条の売買契約等に起因して発生した甲及び乙の損害に対して、一切の責任を負わないものとする。

(略)

第4条(共同事業実施期間)

本規約に基づく共同事業実施期間は、本補助金における交付決定を受けた日から、補助事業終了後、3年間の事業実施効果報告が完了するまでの間とする。

第5条(交付決定の取消し及び補助金の返還)

甲及び乙は、交付決定の一部又は全部の取り消しによって本補助金の返還を中小機構から命じられた場合は、補助金の返還を行わなければならない。なお、補助金の返還及び返還に伴う損害については、以下の各号の通り負担するものとする。

(略)

- (4) 前3号の場合であって、甲乙いずれか一方について、破産、会社更生法の申立若しくは民事再生手続の申立が行われていたときは、中小機構はもう一方に対して連帯保証履行請求権を行使することができるものとする。

履行する義務を負う。

第2条(交付申請及び交付決定)

甲及び乙は、補助事業の交付申請に当たって、甲の労働生産性が年平均成長率3%以上向上する見込みとなる計画を策定し、その計画履行に最大限努めるものとする。労働生産性の計算方法は、公募要領等に定める方法によるものとする。

- 2 甲及び乙は、補助事業の実施に当たって、共同で交付決定を受けて、適正化法に定める補助事業者等としての責務のもとで事業を実施する。
- 3 甲及び乙は、前項に定める補助事業に必要となる売買契約等について、自己の責任において締結するものとする。
- 4 中小機構は、本条の売買契約等に起因して発生した甲及び乙の損害に対して、一切の責任を負わないものとする。

(略)

第4条(共同事業実施期間)

本規約に基づく共同事業実施期間は、本補助金における交付決定を受けた日から、補助事業終了後、5年間の効果報告が完了するまでの間とする。

第5条(交付決定の取消し及び補助金の返還)

甲及び乙は、交付決定の一部又は全部の取り消しによって本補助金の返還を中小機構から命じられた場合は、補助金の返還を行わなければならない。なお、補助金の返還及び返還に伴う損害については、以下の各号の通り負担するものとする。

(略)

- (4) 前3項の場合であって、甲乙いずれか一方について、破産、会社更生法の申立若しくは民事再生手続の申立が行われていたときは、中小機構はもう一方に対して連帯保証履行請求権を行使することができるものとする。

(略)

(略)

中小企業省力化投資補助金交付規程 別紙 新旧対照表(案)

改定(案)	現行	備考
<p>(様式第1)</p> <p style="text-align: right;">交付申請番号 番 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>補助事業者 法人番号 補助事業者名 販売事業者 法人番号 販売事業者名</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人中小企業基盤整備機構 理事長 名</p> <p style="text-align: center;">中小企業省力化投資補助金 交付決定通知書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、年 月 日付け第 号で申請のありました中小企業省力化投資補助金交付申請書に記 載のとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(様式第1)</p> <p style="text-align: right;">交付申請番号 番 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>補助事業者 法人番号 補助事業者名 販売事業者 法人番号 販売事業者名</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人中小企業基盤整備機構 理事長 名</p> <p style="text-align: center;">中小企業省力化投資補助金 交付決定通知書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、年 月 日付け第 号で申請のありました中小企業省力化投資補助金交付申請書(以 下「<u>交付申請書</u>」という。)記載のとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	
<p>(様式第6)</p> <p style="text-align: center;">取得財産等管理台帳</p>	<p>(様式第6)</p> <p style="text-align: center;">取得財産等管理台帳</p>	

財産名	型番	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助額	備考
			円	円					

(略)

(様式第7)

取得財産等管理明細表(令和 年度)

財産名	型番	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助額	備考
			円	円					

(略)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

(略)

(様式第7)

取得財産等管理明細表(令和 年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

(略)